

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○自衛官募集	一	宅支援事業者の指定の取消し	三
○身体障害者関係医師の指定	二	○大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	三
○道路の区域変更及び供用開始	二	○建設業法による建設業者の処分	四
（公 告）		○公共測量の終了の通知	四
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定の取消し	二	○開発行為に関する工事の完了	四
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定の取消し	三	○右 同	四
○知的障害者福祉法に基づく指定居	三	○右 同	四
		○一般競争入札の実施	五

告 示

奈良県告示第二百六号

平成十六年度第二次募集期の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集要領は、次のとおりである。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

二 募集期間

男子は平成十六年七月一日から同年九月三十日まで、女子は平成十六年八月二日から同年九月八日まで

三 試験時期

受付時に自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

四 試験場の名称及び所在地

航空自衛隊幹部候補生学校

奈良市法華寺町一五七八

五 試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

六 採用時期

自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

七 志願票用紙の交付場所及び志願票の提出先

住所地为管轄する市町村役場及び八の1から5までの場所

八 連絡先の名称及び所在地

1 自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町五五二 奈良第二地方合同庁舎内

電話（〇七四二―二三―七〇〇一）

2 自衛隊奈良地方連絡部奈良募集案内所

奈良市高天市町一一 高天飯田ビル二階

電話（〇七四二―二七―五七〇一）

3 自衛隊奈良地方連絡部天理募集案内所

天理市川原城町七九六 海老山ビル四階

電話（〇七四三―一六三―二五四〇）

4 自衛隊奈良地方連絡部橿原募集事務所

橿原市久米町六六一 大和開発ビル二階

電話（〇七四四―二七―九六〇〇）

5 自衛隊奈良地方連絡部五條募集事務所

五條市今井五丁目一番二二号 サンタウン二階

電話（〇七四七―二一―三七八九）

奈良県告示第二百七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	天野 泉	医療機関の名称	天理よろづ相談所 病院	医療機関の所在地	天理市三島町二〇〇番地	診療科目	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	指定年月日	平成十六年六月二十三日
土井 新也	平井病院	檀原市石川町八一番地	外科（ぼうこう機能障害）	平成十六年六月二十三日					

奈良県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 生駒停車場宛木線
- 三 道路の区域

路線	区	間	区域変更	敷地の幅員	延長	備考
----	---	---	------	-------	----	----

番号	の前後別	メートル	メートル
1	後	一四・八	四〇〇・〇
4	前	七・六	
2	前	五・二	
3	後	一六・五	

四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成十六年七月六日

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十二第一項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を次のとおり取り消しました。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	取消年月日
歩の会	天理市柳本町一 九二五―二	ヘルパース テーション 銀柳	天理市柳本町 一九九二	居宅介護	平成十六年六月三十日

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十二第一項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を次のとおり取り消しました。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	取消年月 日
特定非営利 活動法人遊 歩の会	天理市柳本町一 九二五―二	ヘルパース テーション 銀柳	天理市柳本町 一九九二	居宅介護	平成十六 年六月三 十日

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十二第一項の規定により、指定居宅支援事業者の指定を次のとおり取り消しました。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	取消年月 日
特定非営利 活動法人遊 歩の会	天理市柳本町一 九二五―二	グループホ ームあらぐ さ	天理市柳本町 一五一七 柳 本マンション 一〇四号、二 〇一号	地域生活援 助	平成十六 年六月三 十日
		グループホ ームだるま	天理市三昧田 町七七一	地域生活援 助	平成十六 年六月三 十日

		ヘルパース テーション 銀柳	天理市柳本町 一九九二	居宅介護	平成十六 年六月三 十日
	四号、五号				

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年七月六日から同年十一月八日まで奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エコールマミ南館
所在地 香芝市真美ヶ丘六の一〇
- 二 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社オージョイフル
（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
（変更後）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 三 届出年月日
平成十六年六月十五日
- 四 縦覧場所
奈良県商工労働部中小企業課
- 五 縦覧期間
平成十六年七月六日から同年十一月八日まで

六 縦覧時間
午前九時から午後五時まで

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

処分をした年月日	平成十六年六月二十九日	処分を受けた者の名称	吉本組	主たる営業所の所在地	宇陀郡大宇陀町野依九七〇ノ一	代表者の氏名	吉本隆	許可番号	奈良県知事許可（般一三）第一三六七五号	処分の内容	許可の取消し	処分の原因となった事実	恐喝及び競売入札妨害罪による刑の確定
----------	-------------	------------	-----	------------	----------------	--------	-----	------	---------------------	-------	--------	-------------	--------------------

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大阪国税局長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 測量の目的 公共測量（森林調査）
- 二 測量の地域 吉野郡吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、西吉野村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村
- 三 測量の終了年月日 平成十六年六月十一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年七月六日
奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十三年十二月七日第六八一〇六号

平成十六年六月十五日第六八一〇六一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月二十八日第六〇四八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月二十八日第三八六一号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字本馬一五一番地ノ一の一部、一五一番地ノ一二、一五一番地ノ一三、一五一番地ノ一四、一五一番地ノ一五、一五一番地ノ一六、一五一番地ノ一七、一五一番地ノ二四の一部、一五五番地ノ一の一部、一六九番地、一七〇番地、一七二番地、一七三番地ノ一及び一七三番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三

御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字本馬一五一番地ノ一の一部

公園 御所市大字本馬一五一番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良土木事務所において閲覧できます。
平成十六年七月六日
奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年五月二十八日奈土第八六一六号

二 検査済証番号

奈良県知事 柿本善也

一 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月二十三日奈土第二三四号
二 開発区域に含まれる地域

三 天理市柳本町八七五番地ノ一〇、八七五番地ノ一四、八七五番地ノ一五及び八七五番地ノ一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市檜垣町一八二番地
今西三義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年五月二十四日桜土第三七一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月二十四日桜土第五六一二号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市安倍木材団地一丁目一四番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市阿部一二〇一番地
中西健二

一般県道大又小川線緊急地方道路整備事業（仮称狭戸トンネル）に伴う工事請負契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第六百六十七條の五第二項及び第六百六十七條の六第一項の規定により公告します。なお、この工事は、予定価格及び低入札価格調査基準額の事前公表を行う土木工事です。

平成十六年七月六日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

一般県道大又小川線緊急地方道路整備事業（仮称狭戸トンネル）

2 工事場所

吉野郡東吉野村狭戸地内

3 工事概要

工事延長 四一一・七メートル

トンネル延長 二一五メートル（NATM工法）

道路工 一式 仮橋工 一式

4 工事期間

十二の奈良県議会の議決後約十八箇月間

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち土木一式工事の資格を有する建設業者三者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし、各構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率は、いずれも二十パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は同比率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(二) 施行令第六百六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指定停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

所在地 東京都渋谷区渋谷一―一六―一四

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(八) 共同企業体の代表者及び共同企業体の代表者以外の構成員（三者による共同企業体の場合は一者）にあつては県内に本店又は営業所を有し、かつ、建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果（有効期間内にある直近のもの）における土木一式工事の総合評価点が千百点以上の者、それ以外の構成員にあつては県内に本店を有し、平成十六・十七年度の奈良県建設工事入札参加資格の土木一式工事A等級Aグループとして位置づけられている者であること。

(九) 共同企業体の代表者については経営事項審査結果（有効期間内にある直近のもの）の土木一式工事の平均完成工事高は設計金額の三分の二以上、その他の構成員については設計金額の三分の一以上のものであること。

(十) 共同企業体の代表者及び共同企業体の代表者以外の構成員（三者による共同企業体の場合は一者）にあつては過去十年以内に国内での同種工事（NATM工法によるトンネル工事をいいます。）の元請実績を有すること。それ以外の構成員にあつては過去十年以内に国内での同種工事（NATM工法によるトンネル工事をいいます。）の元請実績を有する者又は県が実施するNATM工事技術講習終了者で技術講習終了者整理簿に記載された者（以下「講習終了者整理簿登載者」といいます。）を監理技術者又は主任技術者として配置できる者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者及び共同企

業体の代表者以外の構成員（三者による共同企業体の場合は一者）にあつては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員にあつては十パーセント以上であること。

3 共同企業体構成員は、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(一) 共同企業体の代表者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて、入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(二) 共同企業体の代表者以外の構成員（三者による共同企業体の場合は一者）にあつては、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあつた日以前に三箇月以上の雇用関係にある者が限ります。以下同じ。）

(三) その他の構成員にあつては、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事（2の(十)の同種工事をいいます。）の従事経験を有する監理技術者若しくは主任技術者又は技術講習終了者整理簿登載者（現在、奈良県技術講習制度における第三次技術講習を終了した時点と同じ勤務先に雇用されている者に限ります。）

三 競争入札参加資格の確認の手續

この工事の入札に参加しようとする共同企業体は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）に当該共同企業体の構成に関する協定書（以下「協定書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書、協定書及び資料の様式の配布

申請書、協定書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年七月六日(火)から同月二十二日(木)まで(日曜日及び土曜日を除きます。)の午前九時から午後五時(同月二十二日にあつては、午後四時)まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ(奈良県分庁舎六階)

2 申請書、協定書及び資料の提出

(一) 期間

平成十六年七月二十一日(水)及び同月二十二日(木)の午前十時から午後四時まで(正午から午後一時までを除きます。)

(二) 場所

奈良市登大路町三〇番地

第五〇会議室(奈良県分庁舎五階)

(三) 申請書、協定書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十六年七月二十八日(水)に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった共同企業体は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、同月二十九日(木)までにその旨を記載した書面を奈良県土木部道路建設課まで持参してください。書面の提出があつた場合には、八月二日(月)までに回答します。

四 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体に対し、入札説明会を開催し、希望者には設計図書等(図面、仕様書その他の書類をいいます。)を貸与します。

五 入札執行の日時及び場所

1 日時

平成十六年八月二十六日(木) 午前十時

2 場所

奈良市登大路町三〇番地

第五〇会議室(奈良県分庁舎五階)

六 入札の方法等

1 入札は、持参又は郵送のいずれかによるものとし、電送による入札は、取り扱いません。持参又は郵送のいずれかによるかは、後日決定します。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 予定価格及び入札価格調査基準額

この工事の予定価格及び低入札価格調査基準額(消費税及び地方消費税に相当する額は除く。)は、次のとおりです。

予定価格 八二八、四八九、九〇〇円

低入札価格調査基準額 六一八、六三八、〇〇〇円

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

九 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、虚偽の申請を行った者とした入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

十 入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)に定めるところによります。

十一 契約書の作成

作成を要しません。

十二 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

落札決定後、議会の議決までの間に、落札者（共同企業体の場合は構成員の一部）が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め二者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

十三 その他

詳細は入札説明書によります。

十四 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等並びに問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約グループ（奈良県分庁舎六階）

電話（直通） 〇七四二一二七―七四九三

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一二七―二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。